

一関地区広域行政組合補助金交付規則

平成18年4月1日

一関地区広域行政組合規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めるもののほか、補助金に係る予算の執行の適正化を図るため、補助金の交付の申請、決定等その他補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 補助金の交付の申請、決定等その他補助金の交付に関する事項は、一関市補助金交付規則（平成17年一関市規則第52号）の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、解散前の東磐環境組合補助金交付規則（平成3年東磐環境組合規則第5号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。